

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
環境生活課	人権講演会	地域人権啓発活動活性化事業として、年度ごとにテーマを変えて講演会を実施。	実施せず。	テーマ：ヤングケアラー 講師：ジャーナリスト 石川 結貴 開催日：10月25日（水） 会場：ピーチホールまがたま 対象者：一般市民	年度によって講演会のテーマを変えている。講演会終了後に実施するアンケートでも満足度は高い。	市民のニーズに合わせた講演会の実施。	市民への様々な人権に関する学習機会の提供のため、継続的に実施していく。
環境生活課	研修会の開催	地域人権啓発活動活性化事業として実施。	研修名：CAPプログラム 講師：CAP・じょうえつ 開催日：11月4日（金）子どもCAP 10月31日（月）教職員CAP 12月1日（木）地域の大人CAP 会場：能生小学校、能生生涯学習センター 参加者：全学年児童、教職員、地域住民222人	実施せず。	人権啓発活動地方委託事業の活性化事業に該当する年度のみ実施。子どもの人権に関する研修を、子どもだけでなく、周りの大人も受ける機会は貴重である。	活性化事業に該当する年度のみ実施のため、3年に1度の間隔となっている。	継続的に実施していく。
環境生活課	映画上映会	地域人権啓発活動活性化事業として実施。	映画上映会 作品名：「彼らが本気で編むときは、」 開催日：12月18日（日） 会場：青海総合文化会館 参加者：一般市民102人	実施せず。	H28年度以降は実施がなかった。 啓発手法の一つとして今後も実施を検討したい。	参加者の確保。	講演会、研修会とのバランスをとりながら実施する。
環境生活課	研修会への参加	部落解放同盟、人権・同和センターが主催する研修会等に参加。	2022年度人権・同和教育啓発推進講座 8講座9人 第7回就職差別撤廃新潟県集会 1人 部落解放第54回東日本研究集会 1人 人権担当リーダー研修会 1回1人 部落解放第38回新潟県研究集会 4人 第3回新潟県人権保育研修集会 14人	2023年度人権・同和教育啓発推進講座 各講座1人程度 第8回就職差別撤廃新潟県集会 1人 部落解放第55回東日本研究集会 2人 人権担当リーダー研修会 各回1人程度 部落解放第39回新潟県研究集会 3人程度 第4回新潟県人権保育研修集会 3人程度 (令和5年6月26日現在)	研修に継続的に参加し、職員の人権への理解を深めている。	研修参加者以外の職員への共有。	継続的に実施していく。
環境生活課	啓発物品等の購入	人権啓発活動で使用する物品等の購入。	・救急絆 3,000個 ・ギフトおりがみ 2,500袋 ・紙風船 1,500袋 ・エコバッグ 255袋	クリアファイル 800枚	毎年度、人権擁護委員協議会と協議し、購入している。	活性化事業に該当する年度（3年に1度）にまとめて購入している。	効果的な啓発になるよう物品を選択していく。
環境生活課	無料相談会	特設相談会を年3回程度開催する。 ※糸魚川人権擁護委員協議会と連携により実施	6月1日（水）法務総合相談 2件 10月4日（火）法務行政・登記・法律相談 2件	昨年度と同様に特設相談会を実施。	相談件数は概ね横ばい。	利用者が少ない。	開催する曜日や時間帯を検討しながら継続的に実施していく。
環境生活課	街頭啓発	街頭での啓発物品配布や人権イメージキャラクターの着ぐるみ等により人権啓発を行う。 ※糸魚川人権擁護委員協議会と連携により実施	実施せず。	実施せず。	コロナ禍のため、数年来実施できていない。	実施場所や時間帯により、年代等が限られる。	各種イベントにおけるブース設置など、実施方法を検討する。
環境生活課	訪問啓発	保育園、幼稚園、小・中学校、福祉施設、事業所、老人クラブ等へ訪問し、紙芝居、各種ゲーム等を通じ、人権意識の向上を図る。 ※糸魚川人権擁護委員協議会と連携により実施	幼稚園・保育園：8か所 学校等：4か所 福祉施設：3か所 老人クラブ：3か所 事業所：11か所	幼稚園・保育園：5か所 学校等：1か所 福祉施設：3か所 老人クラブ：1か所 事業所：10か所 (令和5年6月26日現在)	施設に訪問することで、相手が集中して話を聴いてくれる。	施設における感染症等の状況により事業実施が左右される。	継続的に実施していく。
環境生活課	人権の花運動	公共施設等へ標語が印刷された看板やプランターと共に花苗・肥料を配布し、整備することで利用者への意識啓発を図る。 ※糸魚川人権擁護委員協議会と連携により実施	対象施設：14施設	対象施設：14施設	公共施設の入り口等に設置でき、利用者から標語を見てもらえる。	施設によるプランターや花壇の除草などの管理。	継続的に実施していく。
環境生活課	糸魚川市人権教育・啓発推進委員会	内容：人権教育・啓発推進計画の策定及び推進について審議し、意見や提言を行う。	内容：第2次人権教育・啓発推進計画の進捗管理 会議回数：1回 委員数：11人	内容：第2次人権教育・啓発推進計画の進捗管理 会議回数：1回（予定） 委員数：11人	令和4年度から創設。 要項改正により計画の策定も行う。	毎年度の計画推進状況を把握できていない目標指標がある。	継続的に実施していく。 次回の計画策定時には、把握しやすい目標指標を設定する。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
環境生活課	モニタリング事業	R1.7～ インターネットにおける掲示板等への悪質な差別書き込みをモニタリング（監視）し、人権啓発と早期発見及び拡散防止等を図り、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現をめざす。 毎週金曜日 16：00～17：00	新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害についても対象とし、複数人体制で実施。 削除依頼件数：6件 削除件数：2件	削除依頼件数：3件 削除件数：0件 （令和5年6月26日現在）	定期的なモニタリングを継続的に実施する必要がある。	主要な掲示板を対象に、キーワードを絞ってモニタリングを実施している。	モニタリング範囲拡大の検討余地あり。
環境生活課	男女共同参画計画の推進	内 容：男女共同参画推進委員会により、計画の推進状況を審議する。	内容：第3次男女共同参画プラン事業の進捗管理 会議回数：2回 委員数：9人	内容：第3次男女共同参画プラン事業の進捗管理 会議回数：2回 委員数：9人	年度ごとに推進委員会で進捗管理する事業を選定し、その事業について評価を行っている。	事業によっては推進委員会で進捗管理をしない（できない）事業も出てきている。	第4次プラン策定に向けて、進捗管理の方法を見直していく。
環境生活課	男女共同参画事業講座	防犯及び男女共同参画に関する講座を実施。	①オンライン講演会（女性財団主催） 開催日：6月26日（日） 会 場：市民会館3階会議室 参加者：7人 ②SDGsカードゲーム 開催日：11月26日（土） 会 場：糸魚川地区公民館 参加者：10人	①オンライン講演会（女性財団主催） ②共同まちづくり研修会（女性財団主催、糸魚川会場） ③男女共同参画講演会（1回）※10月～11月開催予定	市民への意識啓発として、講演会・研修・講座の中から年度によって啓発手段・テーマを変えて実施している。	市民ニーズの把握と参加しやすい開催方法を検討する必要がある。	関係部署と連携しながら、必要に応じて実施し、開催方法についても協議する。
環境生活課	女性のための相談室	内 容：専門のカウンセラーによる相談業務を行う（H18.10～） 相談員：ウイメンズカウンセリングじょうえつのカウンセラー（女性） 期 日：月1回（第3水曜日）10：00～16：00 会 場：こころの総合ケアセンター相談室	相談件数：8件（ウイメンズカウンセリングじょうえつへの時間外電話相談を含む。） ・夫婦、男女関係 7件 ・その他 1件	相談件数：10件 相談日：毎週火曜日13：00～15：00 会 場：こころの総合ケアセンター ※女性相談員交代 R4年度／今井 恭（ウイメンズカウンセリングじょうえつ） R5年度／串橋 静江	H27実績：25件 R4実績：8件 増減率：32.0% H27年度と比べると相談件数は減少したが、どの年度でも夫婦、男女関係に関する相談が多くなっている。	相談者側の動き次第の部分もあり、潜在的相談者の把握が難しい。	市HP等での相談室の紹介や、チラシ・案内カードを活用して周知を図りながら、利用しやすい環境づくりを進める。
環境生活課	新潟県ハッピーパートナー企業登録の推進	会社内で男女共同参画について積極的に取り組んでいる企業・団体を優良企業として顕彰する制度。 【特典】 ・市の広報紙に3回無料掲載 ・県のHPや広報紙、メディアに掲載され、企業のイメージアップが図られる。 ・アドバイザーの派遣（年1回無料） ・県、糸魚川市工事入札参加資格審査に加点要件有	登録企業：31	登録企業：35	H28登録企業：27 R4登録企業：31 増減率：114.8% H18の登録開始以降、ある程度登録は進んだものの、近年はあまり件数が伸びていない。	登録するためには県の登録要件を満たす必要があり、登録制度の周知とあわせて、企業の意識改革を進めていく必要がある。	商工観光課と連携し、企業向け研修会等でのチラシの配布やホームページ等での広報に努め、引き続き企業への意識改革を行う。
環境生活課	外国人生活相談室の開催	内 容：市内在住の外国籍住民が暮らしやすくなるために相談事業を実施する。 外国籍住民に関する法律や制度関係などの相談も受け付ける。H18.9から実施。 委託先：糸魚川国際交流協会 期 日：金曜日 10：00～12：00 年24回 会 場：ビーチホールまがたま 委託先：上越国際交流協会（H28～）	相談件数：4件（糸魚川1、上越3）	昨年度と同様に相談事業を実施（相談件数は年2回報告）	相談件数は概ね横ばいだが、相談内容は多様化している。	糸魚川での相談件数が少ない。	事業の周知と相談の多様化への対策を行う。
環境生活課	日本語ボランティア講師養成講座	内 容：市内在住の外国人に対する日本語教室のボランティア講師を養成する。	開催日：令和5年2月19日～3月19日の日曜日（全5回の講座） 会 場：糸魚川地区公民館 講 師：室川 則 参加者：7人	日 時：未定（全5回の講座を予定） 会 場：糸魚川地区公民館 講 師：未定	日本語ボランティア講師のなり手が不足している。	参加者数の減少。	委託先との情報共有により、新規の人材を募集していく。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
環境生活課	日本語セミナー	内 容：地域社会への参画に必要な日本語習得を支援する。(H18～) 委託先：糸魚川国際交流協会 日 時：水曜日 19：00～20：30 年30回 金曜日 9：30～11：15 年30回 土曜日 10：00～11：30 年15回 (R4～) 会 場：水曜日 市民会館 金曜日 ビーチホールまがたま 土曜日 ビーチホールまがたま	受講者数：延べ428人 (昼：65人、夜：317人、土曜：46人)	受講者数：延べ105人 (昼：10人、夜：87人、土曜：8人) (令和5年5月31日現在)	コロナ禍の影響により、R2年度からR3年度まで受講者数が減少した。R4年度からは増加に転じている。	細かいニーズに対する柔軟な対応ができない。	各人の目的に沿った日本語習得を実現させるため、委託先へのサポートが必要。
環境生活課	コミュニティ通訳業務	内 容：市内の在住外国人が、地域で安心・安全に暮らすことを支援するため、行政通訳及び医療通訳を行う。(H25～) 委託先：糸魚川国際人材サポート協会 (IISA)	実績：4件 (行政通訳：1件、医療通訳：3件)	実績：0件 (令和5年5月31日現在)	コロナ禍の影響もあり、利用件数は減少している。外国籍住民の日本語能力向上による需要の低下も考えられる。	利用件数の減少。	利用者からの感想や意見を確認し、改善しながら継続的に実施していく。
環境生活課	医療通訳研修	内 容：市内在住者の外国人に対する医療通訳ボランティアの専門的な知識及び技術等の向上を図る。	開催日：9月4日(日) 会 場：糸魚川地区公民館 受講者：13人 講 師：一般社団法人日本公共通訳支援会 代表理事 西村 明夫 ほか3人	開催日：未定 会 場：糸魚川地区公民館 講 師：一般社団法人日本公共通訳支援会 (予定)	医療通訳は専門性と高いスキルが求められる。	定期的な通訳者のスキルアップが必要。	継続的に実施していく。
環境生活課	拉致問題に関する理解促進	公開講座(学習会)やパネル展等を開催し、市民の意識啓発を図る。	①公開講座 開催日：6月28日(火) 会 場：青海総合文化会館 参加者：一般市民18人 ②巡回パネル展 開催日：6月28日(火)～7月18日(月) 会 場：糸魚川市民会館、能生生涯学習センター、青海総合文化会館	実施せず。	パネル展は2～3年間隔で実施している。大規模な講演会の開催実績はない。	小規模な講座では集客力がなく、市民への啓発効果が薄い。	地域人権啓発活動活性化事業としての実施を検討する。
総務課	障害者差別解消	平成28年4月に施行となった障害者差別解消法の職員向け研修会の実施。	研修名：こころのバリアフリー研修 開催日：令和5年3月16日(木) 講 師：地域生活支援センターこまくさ 管理者 内藤 正樹 テーマ：発達障害、精神障害のある方との関わり方 参加者：22人	引き続き毎年開催する予定。	窓口、電話対応等で、障害者への対応が求められる場面が多くあり、障害に対する正しい理解が求められる。	さらなる対応力向上が求められるが、研修参加者が少ない。	事例の蓄積と共有。繰り返し研修を実施することで理解を深める。
総務課	職員ハラスメント防止	職員ハラスメント防止指針による相談窓口を設置。 内 容：ハラスメントに関する相談を受け付ける 受付者：総務課職員	相談者：あり(1人)	引き続き相談窓口を設置する。	令和4年にハラスメント防止指針を改正し、妊娠出産育児又は介護に関する項目を追加。職員周知の実施とともに相談窓口を設置しているが、相談件数は少ない。	相談体制を整備しているが、職場内の相談窓口であるため、相談したくてもできずにいる職員がいることも考えられる。	相談窓口の外部委託を検討する。
総務課	パワハラ防止研修	ハラスメント防止の職員向け研修会の実施。 令和2年6月パワハラ防止法施行。	研修名：ハラスメント防止研修 開催日：11月17日(木) 講 師：株式会社インソース 仁科 悦子 内 容： ・ハラスメントとは ・ハラスメントを防ぐためのコミュニケーション ・明日から行うハラスメント撲滅への行動 等 参加者：18人	11月頃開催予定。	世間の価値観が常に変化をしており、かつては問題視されなかった行為もハラスメント化している。	ハラスメントを意識しすぎることによりコミュニケーション不足に陥る可能性があるため、正しい理解が必要。 研修受講者が少ない。	eラーニングを活用し、研修受講者を増やす。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
総務課	人権・同和研修	職員向け研修会を開催し、人権についての正しい理解、人権尊重の意識啓発を図る。	内 容：同和問題の現状と課題について 開催日：令和5年2月13日（月） 講 師：部落解放同盟新潟県連合会 上越支部長 嶋田 守雄 参加者：38人	昨年度に引き続き開催予定。	コロナ禍の影響等により、継続的な開催がなかった。	全職員の研修参加が難しい。（消防士、調理員、学校管理員など）	研修の定期的な実施により、理解を深める。
市民課	本人通知制度	戸籍や住民票の写し等の不正請求・取得を抑止するため、戸籍や住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を、事前登録した本人に知らせる制度。 平成26年4月1日開始。	事前登録者数 221人	事前登録者数 240人（目標値）	積極的な市民へのPRができていないため事前登録者数が伸びない。	統一された運用を行える法整備が必要。	・市職員の登録を促す。 ・人権研修会等の会場での申請書配布や申請受付を行う。 ・おしらせばんで市民周知し登録を促す。
こども課	育児相談	内 容：子育てに関する不安や悩みに対して適切な指導を行う。電話相談にも対応。 必要に応じて保育園、母子健康、家庭児童相談員と連携して対処する。 期 日：毎週月～金曜日 9：00～17：00 第2土曜日 9：00～12：00 会 場：子育て支援センター、東部子育て支援センター、青海子育て支援センター、能生子育て支援センター	相談件数3件	昨年度と同様に電話、面談を中心とした相談を実施。	身近な相談窓口として市内4か所で設置しているが、相談件数は年によって増減がある。	少子化により、利用者数の減少が見られる。	相談しやすい窓口として継続を図る。
こども課	子育て応援講座	内 容：講習会や研修会等を開催し、保護者の子育てに関する意識啓発を図る。	期日：5月19日～令和5年2月24日（9回） 会場：糸魚川子育て支援センターほか	昨年度と同様に子育てに関する講座を実施。	子育て支援センターの利用者を中心に未就園児の保護者利用が多い。	少子化により参加者対象者数が減少する中で、利用者ニーズに応じた講座内容を設定すること。	継続して開催できるよう検討を行う。
こども課	子どもに関する相談	内 容：「子育てに不安があるが、誰に相談していいのかわからない。」「近所の子どもが親に虐待されているようだ。」などの子どもに関するあらゆる相談を直通電話（552-1088）で受け付ける。 期 日：毎週月～金曜日 8：30～17：15（土、日、祝日休み）	相談件数：8件	昨年度と同様に電話、面談を中心とした相談を実施。	児童相談の件数が増加傾向であったものが、児童数の減少とともに、やや横ばいとなってきた。	若い世代では、電話に苦手意識を持つ方が増えているため、電話以外の方法も検討する必要がある。	電話や面談以外に相談者が利用しやすい方法を検討する。
こども課	子どものことばとこころの発達相談	内 容：ことばや心とからだの発達、成長に不安がある子どもについての相談を受け付ける。 期 日：毎月1回 9：00～11：30 会 場：発達支援センターめだか園	言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施。 ・12回開催 ・参加者延人数60人	昨年度と同様に言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施。	出生数は、減少しているが、子どもの発達上の問題に悩む保護者は、減っていない。	子どもの発達段階に応じた適切な関わりができるように、今後も相談会を継続する必要がある。	12回/年で継続する。
こども課	ペアレントトレーニング講座	内 容：保護者が子どもに「してほしくない行動」や「してほしい行動」など子どもの行動に焦点を当て、具体的にどのような対応ができるか、トレーニングするプログラム。 期 間：年11回 会 場：市役所2階会議室	・講座全6回（7月～11月） 参加者延人数31人 ・合同フォロー会1回（12月） 参加者10人	講座全7回（6月～10月） 合同フォロー会1回	10回コースだと回数が多くて参加しにくいという意見があり、令和3年度から回数を減らして実施している。	講座の性格上、多くの参加者を募れない。また、講師の確保も難しい。	継続して事業を実施する。
こども課	はったつ応援事業 講演会	内 容：講演会を開催し、子どもに関わる保護者や周囲の多くの人に発達障がいに関する情報や正しい知識を提供する。	隔年開催のため、実施なし。	テーマ：未定 開催日：未定（10～12月頃） 会 場：未定 講 師：未定	保護者や支援者（学校、幼稚園、保育園関係者など）の関心が高く、多くの参加があった。 講演会後のアンケートでは、9割以上が「とても良かった」、「良かった」と答えた。	発達障がいについて、より多くの市民に理解してもらうために、関係者以外の参加を促す必要がある。	隔年開催で継続する。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
こども課	未来のパパママ応援事業 (赤ちゃんふれあいスクール)	内 容：中学生が、1歳未満の赤ちゃんとのふれあいを通して「命の大切さ」や「家族への感謝の気持ち」を学ぶ。 対 象：中学3年生	コロナ対策のため、実施なし。	令和5年度から名称を「未来のパパママ応援事業」に変更。 内 容：妊婦や育児の疑似体験を通して、他者を認め、尊重する心や命を大切にすることを育成する。 対 象：中学3年生	毎年ほとんどの学校から実施希望がある。	内容を一部変更したことに対する、学校関係者や参加者の反応を確認する必要がある。	継続して事業を実施する。
こども課	DV・虐待防止研修	内容：児童虐待の予防啓発のため、児童への関わり の深い関係者を対象として研修・講演会を開催する。	開催日：11月24日（木） 会 場：糸魚川市民会館 内 容：「児童虐待対応の実際～具体例から考える、園・学校での対応～」 参加者：53人	開催日：令和5年11月頃（予定） 会 場：糸魚川市民会館 内 容：未定	主に関係者を対象とした研修会として、年1回開催し、啓発を図っている。	学校や園などは、管理者の参加が多く、実務者に研修内容が浸透しにくい。	年1回の頻度で継続する。
こども教育課	同和教育に関する現地学習会の推進	内 容：現地学習会の効果を一層高めるために、参加費等を助成し学校単位での現地学習会を推進する。 期 日：各校の計画による 場 所：上越市内（白山会館） 助成額：1校あたり 5,600円	現地学習会の重要性を踏まえ、可能な限り現地学習会の設定を働き掛けた。コロナ禍において実施しにくい状況の中、学校の実情に応じて学習会を実施したり、地区において人権担当が参集したりするなどの形で実施した。	・市教委は、人権教育・部落問題学習にかかわる研修を開催し、教職員の参加を促す。 ・現地研修にかかる講師謝礼を市教委で予算付けし、市内各学校の研修参加を保障する。 ・学校では、人権教育・部落問題学習にかかわる研修（校内研修の他、現地研修、市教委研修、中学校区研修等を含む研修）を開催し、職員の参加を促す。 ・研修では、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「部落差別解消推進法」等の法令を正しく理解する内容を含む。	コロナ禍の制限により、糸魚川市現地学習参加可能枠が平日のみ、長期休業中も配当がない現状。参加可能な学校のみが研修を行った。	上越市教育委員会からの割り振り、当市の各学校は現地学習会は実施しにくい状況である。	現地学習会の重要性を踏まえつつも、各校で他の方法での部落問題学習の研修の推進を指示し、教員の指導力向上を図る。
こども教育課	人権教育、同和教育講演会の実施	内 容：教職員の人権尊重の意識高揚を図る。 期 日：夏休み中の8月 場 所：ビーチホールまがたま 対 象：市内小中学校職員、教育相談センター相談員	8月18日（木） 各校へのZoom配信の講演会を実施 講師：新井高等学校 新井 久美子 教諭 演題「ネット上の人権侵害」～生徒に何を教えるか～ 悉皆研修のため、ほぼ全教職員が各校にて参加した。	「糸魚川市教職員研修 人権教育・部落問題学習研修会」（悉皆研修） 内容：講和を通して教職員の人権感覚を高める。 開催日：8月23日（水） 会 場：ビーチホールまがたま 多目的ホール	毎年、様々な人権課題について研修会を実施している。市立学校職員だけでなく、県立学校職員にも対象を広げた。 一堂に会することが困難な状況によりZoom研修となったが、内容が良い、今日的な部落問題の現状を学んだ等、肯定的評価がほとんどであった。	子どもの指導に関係する全ての指導者の人権感覚を高める研修会・講演会の効果的な在り方について、常に検討していく。オンライン・対面など感染状況に応じ、研修会の持ち方に工夫を要する。	今後も継続実施する。年1回の講演会のため、講師の選定が重要である。
こども教育課	学校生活サポート授業	内 容：市内の小中学校に通う外国籍児童・生徒等が学校生活に慣れるとともに、日常生活における日本語が習得できるよう、日本語教育についてサポートを行う。 サポート：糸魚川国際交流会	各校の対象児童・生徒の洗い出しを行い、2人を支援。	昨年度と同様に各校の対象児童・生徒の洗い出しを行い、児童・生徒のニーズに応じていく。	糸魚川市国際交流協会の協力を得て、年100時間（昨年度80時間）を上限に日本語指導の支援を実施している。	今後、該当児童生徒が増加した場合の対応が課題である。	今後も継続実施する。
生涯学習課	子育て学習	内 容：就学時健康診断等を活用した学童期の子育て講座、思春期の子育て講座、中学生等を対象にした性に対する理解講座など開催。 会 場：小・中学校ほか	期 間：令和4年9月～令和5年3月 年14回 参加者実績：507人（小学校9校、中学校2校）	期 間：令和5年7月～令和6年2月 年14回 参加者見込：460人（小学校8校、中学校1校）	子どもの発達段階に合わせて人権意識の向上に寄与するよう事業を推進している。	スマートフォンの所持率が増えるに伴い、ネットいじめなど新しい人権問題が出てきている。	様々な人権問題に対して引き続き啓発する。
生涯学習課	父親の家庭教育参加啓発講座	内 容：父親の子育て参加講座「お父さんといっしょ！」 会 場：市民会館、市民図書館など	期 日：7月30日（土）・12月17日（土） 会 場：糸魚川市民会館、市民図書館 参加者：親子9組・20人	期 日：7月22日（土）、12月23日（土） 会 場：糸魚川市民会館、市民図書館 参加者：親子10組・20人（予定）	人権問題の関心分野においては男女で意識の差異がある。	子育てに対する男性の意識を高める必要がある。	父親に向けて、新しい人権問題に対しても引き続き啓発する。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
福祉事務所	パートナーからの暴力に関する相談	内 容：パートナーからの暴力に関する相談を受ける。 期 日：随時 会 場：市役所相談室ほか	相談件数：5件	援護係で従来通り相談対応を行う。	相談件数は例年同数程度で推移している。	早期発見・早期対応の徹底。	関係機関への周知をさらに進め、早い段階での相談対応を可能にする。
福祉事務所	バタバタまつり	内 容：障害者について地域住民から理解してもらうための祭典として開催。 新潟県主催の精神保健福祉フォーラムも併せて開催。 会 場：こころの総合ケアセンター・好望こまくさ	期 日：10月15日（土） 会 場：糸魚川市こころの総合ケアセンター 事業所等の紹介、授産製品等の販売、出張手話講座、作品展示などを実施。	従来通りの内容で開催予定。	地域にも定着したイベントとなっている。	参加するボランティアの高齢化や障害者への理解を進める内容の検討が必要。	地域住民へ障害理解の周知をさらに進める。
福祉事務所	地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護 （1）総合相談	内 容：地域で生活する高齢者や家族を総合的に支援するとともに、金銭トラブルや虐待から、高齢者を守るための相談窓口。 期 日：随時 会 場：市役所福祉事務所、糸魚川市内の地域包括支援センター（委託5か所）、対象者の自宅など	642件	地域包括支援センターで従来通り相談対応を行う。	相談件数は例年同数程度で推移している。	複合的な課題を持つケースの増加。	高齢福祉分野だけでなく、様々な機関との連携を進める。
福祉事務所	地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護 （2）高齢者虐待防止研修	内 容：高齢者虐待の基本的な考え方や不適切なケアの防止、認知症ケアについて学ぶ機会とし、高齢者虐待防止のための適切な対応および未然防止に取り組む人材を育成する。	令和5年1月17日開催（WEB研修）	研修会を計画予定。	相談件数は例年同数程度で推移している。	早期発見・早期対応の徹底。	関係機関への周知をさらに進め、早い段階での相談対応を可能にする。
福祉事務所	障害者差別解消法研修会	平成28年4月に施行となった障害者差別解消法の市民向け研修会の実施。	小学生向けこころのバリアフリー教室、市民向けこころのバリアフリートークを実施。	小学生向けこころのバリアフリー教室、市民向けこころのバリアフリートークを実施予定。	フォーラムなどの大規模なものだけでなく小規模な勉強会の場でも理解促進を進めている。	理解促進・啓発の徹底。	市民の障害についての理解が深まるよう周知を進める。
福祉事務所	障害者虐待防止法研修	内 容：障害者虐待の防止や虐待事案の早期発見など相談支援専門員や施設職員を対象に研修を実施し、障害者の権利利益の擁護を図る。	1事業所に対して虐待防止研修を実施。	障害者虐待防止マニュアルを作成予定。	支援者から虐待防止の意識は高まっている。	障害者虐待の理解促進・啓発の徹底。	関係者・関係機関への理解・啓発をさらに進める。
健康増進課	自殺対策研修会の開催 （1）こころの健康講座	内 容：市民へこころの健康づくりの啓発活動を目的に研修会を実施する。	①相談支援従事者向け研修 6月14日（火）参加者14人 ②精神保健福祉フォーラム（保健所主催・市共催） 令和5年2月25日（土）オンライン開催 参加者41人	①相談支援従事者向け研修（1回） テーマ・開催日 未定 ②精神保健福祉フォーラム（1回 保健所主催・市共催） テーマ・開催日 未定	令和4年自殺者数6人（前年比3人減） 過去10年間の合計では男性の自殺率は女性の2.6倍、男性は30歳代が最も多く、女性は60歳代以上の高齢者が約9割を占めている。	家族や周囲の対応力の向上が必要である。	幅広い世代に届く周知啓発。こころの不調や精神疾患への理解の促進。
健康増進課	自殺対策研修会の開催 （2）ゲートキーパー養成研修会	内 容：自殺の危機にある人への見守り支援の強化充実を目的に、相談従事者を対象として対応力向上研修会を実施する。	児童生徒の自殺予防研修会 1回 50人 高齢者自殺予防研修会 1回 20人 事業所向け出前講座 4回 延べ78人 高齢者向け出前講座 2回 延べ21人 民生委員協議会にて啓発チラシ配布	児童生徒の自殺予防研修会 1回 開催日未定 高齢者自殺予防研修会 6月21日（水） 事業所向け・高齢者向け出前講座 要望に応じ実施 民生委員等への啓発チラシ配布等の普及啓発の実施	本人からの相談や、支援者からの情報提供や相談紹介も少ない状況。	こころの不調に自身も周囲の人も早くに気づき相談につなげられる環境づくりが必要である。	こころの不調に早く気づき相談につなげる人材（ゲートキーパー）の養成を継続
商工観光課	公正採用選考の啓発 （1）新規学卒者求人受理説明会と合わせて実施	内容：採用選考の基本的な考え方や配慮すべき事項について説明。	新規学卒者求人申込説明会と合わせて実施。	新規学卒者求人申込説明会と合わせて実施。	採用検討企業・事業所に向けて研修会を実施。	高校生以外の採用時の研修が不足している。	関係機関と連携し、機会をとらえて周知を図る。

事業実施状況一覧

担当課	事業名	概要	R4年度実績	R5年度計画	事業評価及び計画		
					現状分析	課題	今後の施策
商工観光課	公正採用選考の啓発 (2) 公正な採用選考のための企業研修会	※応募書類引き渡し式とあわせて実施。 →令和4年度から引き渡し式が廃止され、校正採用選考研修会を開催。(主催：ハローワーク糸魚川)	公正採用選考研修会の開催。	公正採用選考研修会の開催。	採用検討企業・事業所に向けて研修会を実施。	高校生以外の採用時の研修が不足している。	関係機関と連携し、機会をとらえて周知を図る。
商工観光課	労働環境向上に関する企業への啓発活動の実施	新規学卒者求人申込説明会とあわせて実施。	新規学卒者求人申込説明会と合わせて実施。	新規学卒者求人申込説明会と合わせて実施。	採用検討企業・事業所に向けて研修会を実施。	高校生以外の採用時の研修が不足している。	関係機関と連携し、機会をとらえて周知を図る。
商工観光課	最低賃金の企業及び市民への周知	広報紙への掲載、ポスター掲示、求人ニュースへの掲載など	広報紙・求人ニュースへの掲載、ポスター掲示。	広報紙・求人ニュースへの掲載、ポスター掲示。	公表直後のみの周知に留まっている。	公表直後とは別の機会に周知が必要。	関係機関と連携し、機会をとらえて周知を図る。
商工観光課	ワーク・ライフ・バランスの推進	多様な働き方推進事業を一手段として、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	働き方改革関連法が施行されて5年目を迎え、意識の醸成がうかがえる。	継続的な取組とすること。	引き続き、情報収集に努め、関係機関と連携し、啓発活動に努める。
商工観光課	ワーク・ライフ・バランス講演会	国県、多団体主催の事業(リモートを含む)について周知を図る。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	働き方改革関連法が施行されて5年目を迎え、意識の醸成がうかがえる。	継続的な取組とすること。	引き続き、情報収集に努め、関係機関と連携し、啓発活動に努める。
商工観光課	働き方改革勉強会	国県、多団体主催の事業(リモートを含む)について周知を図る。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	国県、多団体主催の事業を、雇用に関する情報提供を求める企業・事業所に向けてダイレクトメールにて周知。	働き方改革関連法が施行され5年目を迎え、意識の醸成がうかがえる。	継続的な取組とすること。	引き続き、情報収集に努め、関係機関と連携し、啓発活動に努める。
商工観光課	糸魚川市ワーク・ライフ・バランス推進宣言事業所の募集	市が、ワーク・ライフ・バランスの推進を宣言している事業所を登録し、シンボルウェアであるピンクTシャツを贈呈する制度。 <メリット> ・宣言内容を市のウェブサイトで周知 ・企業のイメージアップ ・信頼性の向上や人材確保に繋がる	市WEBサイトで随時募集。	市WEBサイトで随時募集。	宣言事業所が少ない。	事業内容及び宣言事業所の認知度が低い。	事業内容の周知と、新たな宣言事業所の募集に努める。